平成２７年（フ）第３７１号
沖縄県那覇市首里鳥堀町５丁目55番地３　県営鳥堀市街地住宅１―603
債務者　眞境名元哉
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２２３号
釧路市春採４丁目16番231号　はまなす２号231号室
債務者　松尾　仁嗣
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午前10時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第４９５８号
大阪市城東区成育２丁目12番５号　サンライズ和歌山302
債務者　下川　　勲
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９号
島根県江津市江津町1016番地38
債務者　佐々木加奈子
1　決定年月日時　平成27年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午前10時
松江地方裁判所浜田支部

平成２７年（フ）第２０２号
釧路市南大通４丁目１番1053号　ハーバーレジデンス503
債務者　藤盛　　貴（旧姓加賀谷）
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２２１号
釧路市鳥取大通４丁目10番２号
債務者　小林　義美
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第３２３号
札幌市北区篠路２条７丁目６番47号　ハイグレード27―103号、開始決定時の住所札幌市北区拓北６条２丁目４番６号
破産者　石黒　素直
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０８号
千葉県銚子市本城町１丁目５番地
破産者　鞍橋　　等
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第３８１号
神奈川県平塚市出縄380番地の１、前住所神奈川県中郡二宮町二宮880番地の17
破産者　菅　　英勝
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１９３号
神奈川県平塚市見附町46番７―403号　ファミーユ湘南、前住所神奈川県中郡二宮町二宮880番地の17
破産者　菅　　英男
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第８７号
長野県飯田市北方3883番地12
破産者　松島　弘之
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第４０４５号
大阪府守口市大久保町５―76―12、住民票上の住所大阪府守口市大久保町５丁目84番１号
破産者　谷　　典人
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８１３号
大阪府豊中市夕日丘２丁目17番17―601号
破産者　宇川　邦彦
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１６号
京都府亀岡市南つつじケ丘桜台１丁目８番１号
破産者　谷　　雅仁
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８０６号
大阪府門真市速見町１番14―403号、開始決定時大阪府門真市御堂町11番27号
破産者　まりんていこと　滝谷　美樹
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８８２号
兵庫県西宮市東町１丁目７番16号、開始決定時の住民票上の住所大阪市中央区内平野町２丁目４番16―404号
破産者　木村　千尋
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部